

富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集について

質問への回答

	質問事項	回答
1	行政財産使用料を教えてくださいませんか。	約33万円／年（見込）となります。年度により多少変更が生じます。水道光熱費は別途負担いただきます。
2	空調の使用料はどうなっているのでしょうか。	空調は美術館全施設で一貫して行っております。そのため、空調の電気代は、行政財産使用面積分をお支払いいただきます。
3	清掃はいつ行えばよいのでしょうか。またどの部分まで美術館で行っていただけるのでしょうか。	基本的には開店前に行っていただきます。厨房以外のスペースは美術館で清掃を行いますので、厨房のみ出店者の方に清掃をお願いしております。窓ガラスについても、美術館で清掃を行っております。
4	リストを確認すると、備品が古く、不要になりそうです。その場合、廃棄や撤去は可能でしょうか。また、その費用はどちらが負担するのでしょうか。	廃棄や撤去について、個別に協議いたします。廃棄や撤去が必要だと判断した場合、県の備品であるため、県で費用負担いたします。
5	備品について、自分で持ってきたものはどうしたらよいのでしょうか。	出店者の方が新たに持ち込んだものについては、撤収の際にお持ち帰りいただきます。
6	出店者の自家用車を駐車場に駐車する場合、利用料金はかかるのでしょうか。	利用料金はかかりません。
7	スケジュールにて、12月オープンとありますが、間に合わないかもしれません。その場合どうなるのでしょうか。	出店者の希望により開店時期を遅らせることも可能です。
8	開店時間はプロポーザルに影響するのでしょうか。	募集要項、「7 出店者の選定方法」に記載のとおり、利用者の利便性を考慮した営業日、営業時間に設定しているかについても、審査の対象となります。
9	食事を提供してもよろしいのでしょうか。また以前、友の会の割引があるとお聞きしました。	食事については、美術作品への影響を考慮し、匂いの強いものは控えてください。水墨美術館友の会の会員への割引につきましては、出店者の判断で設けていただいた事例がありますが、必ずしも設けなくてはならないものではありません。

10	富山県水墨美術館喫茶部門出店者募集に係る条件等における、4経費負担(4)について、それ以外の部分の大まかな内容（実際の有無や金額の目安など）を教えてください。	備品リストに記載のない備品については、出店者のご判断によりご用意いただきます。
11	店舗の案内看板について、道路沿いに設置する場所がありますか。	案内看板につきまして、水墨美術館敷地内に設置場所はありません。
12	厨房設備について、全体的にかなりの年度経過があり正しく機能するかの心配があります。冷凍・冷蔵設備は衛生上十分な温度維持ができていますか。電子レンジの安全面・マグネトロンが機能していますか。また、開業後の自然故障（劣化故障）についてガイドラインはありますでしょうか。	備品につきましては、10月に施設管理担当が確認済みです。開業後の設備の維持修繕については出店者の負担により実施していただくこととしております。なお、県において設置した設備の更新については、協議のうえ決定します（4経費負担の(2)参照）。
13	飲食営業以外に小物などの物品販売は可能でしょうか。	物品販売は可能ですが、物品販売を行うスペースによっては、行政財産使用料について、1で回答した金額より増額となる場合があります。
14	厨房奥のストックルームは使用可能でしょうか。	使用可能です。

募集要項につきまして、一部誤りがあったため、下記のとおり修正いたします。

誤	正
<p>7 出店者の選定方法 (2)審査 ～また、<u>令和6年10月下旬</u>に企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます～</p>	<p>7 出店者の選定方法 (2)審査 ～また、<u>令和6年11月下旬</u>に企画提案書の記載内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます～</p>